

第6編 資料編

○井手町防災会議条例

〔昭和38年9月28日
条例第13号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第16条第6項の規定に基づき井手町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 井手町地域防災計画を作成し、又その実施を推進すること。
- (2) 井手町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又は、これに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は、指定公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) その他井手町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は30人以内とする。

(議事等)

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し重要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○井手町災害対策本部条例

〔昭和38年9月28日
条例第14号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、井手町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

○井手町防災規程

〔昭和45年3月6日
訓令第1号〕

・改正	昭和48年10月26日訓令第9号 昭和60年7月23日訓令第6号 平成19年訓令第2号 平成26年訓令第1号	昭和53年6月訓令第1号 平成9年訓令第3号 平成20年訓令第1号
-----	---	---

井手町防災規程を次のように定める。

井手町防災規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、井手町災害対策本部条例(昭和38年条例第14号)第4条の規程に基き、井手町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 町内における暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な現象または大規模な火災もしくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 災害の予防 災害の発生を未然に防止するために行なうものをいう。
- (4) 応急対策 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なうものをいう。

第2章 防災に関する事務処理

(服務の基準)

第3条 職員は、常に災害の予防及び災害の誘発防止に努めるとともに災害が発生したとき、又はその恐れがある場合には迅速、且つ適切な応急対策を行なうよう努めねばならない。
(防災関係事項の協議)

第4条 町長部局の各課長は、災害に関連ある応急対策その他の事業を行なおうとするとき、又は法令及び通牒等に基づいて府に災害関係の報告をしようとするときは、町長に協議もしくは連絡をしなければならない。

第3章 災害対策本部

(本部長、副本部長及び本部員)

第5条 井手町災害対策本部(以下「対策本部」という。)に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長には町長、副本部長には副町長、教育長を、本部員には各課長を充てる。
(対策本部会議)

第6条 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

2 対策本部会議は、本部長が召集し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定する。

(部)

第7条 対策本部に次の各号に掲げる部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 調査部
- (3) 建設部
- (4) 産業部
- (5) 衛生部
- (6) 救助部
- (7) 教育部
- (8) 調達部
- (9) 上下水道部
- (10) 出納部
- (11) 消防部

2 前項の各部に部長、副部長及びその部に所属する職員を置く。

3 総務部長には総務課長、調査部長には税務課長、建設部長には建設課長、産業部長には産業環境課長、衛生部長には保健医療課長、救助部長には高齢福祉課長、教育部長には学校教育課長、調達部長には同和・人権政策課長、上下水道部長には上下水道課長、出納部長には会計課長、消防部長には消防団長をもって充てる。

4 第1項の部に班を置き、班に班長を置く。

5 班長には課長補佐・係長・主査級をもって充てる。

(総務部)

第8条 総務部長は、対策本部長の命を受けて部の事務を掌握し、対策本部の各部の事務を総合調整する。

2 総務部の編成および事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
総務部	<ul style="list-style-type: none">1 災害予防及び応急対策の総合調整と各部との連絡に関すること。2 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。3 予報、警報等の連絡に関すること。4 災害情報被害状況の収集及び報告に関すること。5 京都府災害対策本部山城災害対策支部及び関係機関との連絡に関すること。6 消防団（水防団）の活動の調整及び指示に関すること。7 自衛隊の派遣要請に関すること。8 防災会議に関すること。9 庁内の警備に関すること。10 危険物の防災対策に関すること。11 災害広報に関すること。12 他部の所管に属しないこと。	総務課 企画財政課 議会事務局

(調査部)

第9条 調査部長は、救助に必要な資材の調査、公共施設被害、住民被害の調査をなす。2 調査部の編成および事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
調査部	<ul style="list-style-type: none">1 住民被害の調査に関すること。2 公共施設被害の概要調査に関すること。	税務課

(建設部)

第10条 建設部長は、土木、公営住宅、道路、河川、橋梁に関する事項及び施設等に遺憾なきよう、常にその事務を掌握し、調査部との連絡に努めねばならない。

2 建設部の編成及び事務分掌は次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
建設部	1 河川、公共土木施設、道路、橋梁の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 京都府山城北土木事務所との連絡に関すること。 3 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関するこ と。 4 水防に関するこ と。 5 水防資材の整備、点検、確保に関するこ と。 6 地震被災建築物応急危険度判定に関するこ と。	建設課

(産業部)

第11条 産業部長は、農林、田畠農作物等に関する事項及び施設等に遺憾なきよう常にその事務を掌握し調査部との連絡に努めねばならない。

2 産業部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
産業部	1 商工業関係の被害状況調査及び応急措置に関するこ と。 2 農林水産関係の被害状況調査及び応急措置に関するこ と。 3 食糧等救助に必要な物資の確保に関するこ と。 4 ため池にかかる水防活動及び管理指導に関するこ と。 5 汚物の処理（清掃作業）及び措置に関するこ と。 6 被災者の埋葬に関するこ と。	産業環境課

(衛生部)

第12条 衛生部長は、伝染病予防等の諸規定並に医療伝染病、汚物処理並に救急処理等に関する事務を掌握し、常に円滑な活動ができるよう努め、調査部との連絡を計らねばならない。

2 衛生部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
衛 生 部	1 飲料水の検査及び感染症予防に関するこ と。 2 医療救護所の設置等に関するこ と。 3 衛生部の活動に必要な調査及び情報の収集に 関するこ と。 4 医療救護及び助産に関するこ と。 5 医療機関の被害状況調査及び情報の収集に 関するこ と。	保健医療課 保健センタ ー

(救助部)

第13条 救助部長は、災害救助法の規程等に関する事務を掌握し常に円滑な救助活動に努め調達部との連絡を計らねばならない。

2 救助部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
救助部	1 災害救助法の運用に関すること。 2 救助に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関すること。 3 救助物資の確保及び配分に関すること。 4 福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 5 避難所の開設及び炊出しに関すること。 6 義援金品見舞品の受付及び配分に関すること。 7 生活保護世帯、高齢者世帯、ひとり親家庭の調査及び措置に関すること。 8 児童扶養手当支給世帯の調査及び措置に関すること。 9 その他一般救助事項に関すること。	高齢福祉課 住民福祉課 玉川保育園 多賀保育園 いづみ保育園 地域包括支援センター

(教育部)

第14条 教育部長は、教育施設及び設備の応急復旧並びに被災児童、生徒の応急教育に関する事項を掌理する。

2 教育部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
教育部	1 児童、生徒の応急措置及び教育に関すること。 2 教育施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 教科書、学用品の調達並びに配分に関すること。 4 児童、生徒の防疫に関すること。	学校教育課 社会教育課 図書館 給食センター

(調達部)

第15条 調達部長は、救助に必要な物資の調達、車両の配車、電話の使用等の総合調達をなす。

2 調達部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
調達部	1 応急復旧資材の調達に関すること。 2 公用自動車の配車に関すること。 3 応急応用必需品の管理に関すること。 4 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。	同和・人権政策課 いづみ人権交流センター いづみ児童館

(水道部)

第16条 水道部長は、井手町給水条例の諸規定並に施設、機械、器具の能力等に遺憾のなきよう常にその事務を掌握し、調達部との連絡に努めなければならない。

2 水道部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
上下水道部	1 飲料水の確保及び給水に関すること。 2 水資源の調査及び措置に関すること。 3 下水道の被害状況調査及び復旧に関すること。	上下水道課

(出納部)

第17条 出納部長は、災害関係費用の支出の審査及び支払いに関する事項を掌理する。

2 出納部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
出納部	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。	会計課

(消防部)

第18条 消防部長は、消防法、水防法等に遺憾のないよう努めなければならない。

2 消防部の編成及び事務分掌は、次のとおりとする。

部 名	事 務 分 掌	担 当 課
消防部	1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 その他応急救助に関すること。	消防団

第19条 商工業に関する災害調査並びに措置融資等については、商工会事務局に於て処理するものとする。

第20条 第8条から第18条まで定めるもののほか、各部の運営に必要な事項は、当該部長が処理するものとする。

(職員の動員)

第21条 本部長は、各種の警報および災害発生のおそれのある状況又は災害発生の状況により別表に示す動員計画により職員に動員を発令するものとする。

2 職員は、動員の種類に応じ部長の指示によりその事務を処理するものとする。

(関係機関との連絡および要請)

第22条 本部長は、災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し連絡又は必要な措置を要請するものとする。

関係機関	連絡及び要請事項
京都府知事	1 水防並びに公共土木施設等の応急復旧及整備 2 救護、援護、救援物資及び資材の要請 3 自衛隊の派遣 4 応急復旧資金の調達
近畿地方整備局	水防並びに公共土木施設の応急整備
日本赤十字社京都支部	日赤救護班の派遣並救援物資及び奉仕活動
近畿農政局	食糧の確保
田辺警察署	各種警備
京都陸運局	各種輸送
関西電力送配電株式会社	緊急電気架設及び電気施設の復旧
西日本電信電話株式会社(京都支店)	緊急電話架設及び電話施設の復旧
その他の機関	必要な都度、必要な事項

第4章 活動計画及び訓練

(各部の活動計画)

第23条 各部長は、その所掌事務にかかる活動計画を作成し、毎年3月末日迄に活動計画に検討を加え本部長に提出しなければならない。

(防災訓練)

第24条 災害時に於ける応急対策を迅速かつ適確に実施するため必要に応じて防災訓練を行なうものとする。

2 防災訓練の種類は、統合訓練本部訓練部訓練および部分訓練とし、訓練項目は、動員連絡救助および水防防火その他とする。

第25条 この規定で定めるもののほか必要事項は、発生の都度本部長の指示によるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和45年3月6日から施行する。

附 則(昭和48年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年6月28日から適用する。

附 則(昭和53年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年6月4日から適用する。

附 則(平成9年訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年訓令第2号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(井手町防災規程の一部改正に伴う経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。次項において「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者が在職する間における第5条の規定による改正後の井手町防災規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「教育長、会計管理者」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者、教育長」とする。

附 則(平成20年訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

職員動員計画

動員の種類	状況	配置人員基準
1号動員	大雨又は風雨注意報が発表されたときで被害が発生するおそれがある場合	総務部 1名 建設部 1名 産業部 1名 上下水道部 1名 消防部 2名
2号動員	大雨又は風雨若しくは洪水注意報が発表中で状況悪化のおそれがある場合	総務部 1名 建設部 1名 産業部 1名 上下水道部 2名 消防部 4名
3号動員	大雨又は暴風雨警報が発表された場合、台風が近畿に接近することが確実である場合	総務部 2名 建設部 2名 産業部 1名 上下水道部 2名 消防部 6名
4号動員	特別警報が発表されたときや大規模な被害発生が予想されとき又は被害が発生したとき	各部全員

○井手町災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和49年6月27日
条例第9号〕

改正 昭和50年3月11日条例第4号	昭和51年12月10日条例第24号
昭和53年6月26日条例第10号	昭和56年10月3日条例第19号
昭和57年9月30日条例第12号	昭和62年6月27日条例第9号
平成3年12月18日条例第14号	平成23年条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時井手町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法律第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父

母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適當と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。
(災害弔慰金の額)

第5条 災害により、死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として、維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当时においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、措置期間はそのうち3年（法第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、月賦償還、又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第4号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年2月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第24号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第10号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸

付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成23年条例第10号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

○井手町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年6月27日
規則第5号〕

改正 昭和57年9月30日規則第5号 平成元年8月30日規則第25号
平成17年規則第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、井手町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月27日条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認決定通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還しようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を、当該償還免除申請書に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は、住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(参考)

規則第2条の調査

災 害 弁 慰 金 支 給 調 査 票

死 亡 に 關 す る 事 項	フ リ ガ ナ		男・女	決 定 番 号		
	死 亡 し た 者 の 氏 名	死 亡 し た 年 月 日		年	月	日
遺 族 に 關 す る 事 項	死 者 と の 続 桟 氏	名	住 所	備 考		

支 給 に 關 す る 事 項	支 給 日	年 月 日	支 給 場 所		
	災 害 弁 慰 金 を 支 給 し た 遺 族 に つ い て	氏 名	続 桟	支 給 金 額	
		住 所			
	先 順 位 者 の 有 無	有 無	同 順 位 者 の 有 無	有 無	
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由)無	
備 考	支給した職員				

規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

				決定番号		
障 害 者 に 関 す る 事 項	フ リ ガ ナ			男・女	年 月 日生	
	障害者の氏名					
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日	年 月 日	住 所			
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所		
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 ()		医師の氏名 ()	
障害の状況		法別表の該当事項(号)				
支 給 に 関 す る 事 項	支 給 日			支給制限事由に該当の有無	有 その事由	
	支 給 場 所					
	支 給 金 額	円			無	
備 考	支給した職員					

別紙様式第1号

診 断 書

氏名		生年月日	年月日	性別	男・女	
傷病名			負傷発病年月日	年月日		
障害の部位			初診年月日	年月日		
既往症		既存障害	治ゆ年月日	年月日		
療養の経過の内容及び						
障害の細かい状態の詳	(図で示すことができるものは図解すること)					
関節運動範囲	部位	種類範囲				
		右				
		左				
		右				
		左				
		右				
	左					
上記のとおり診断します。 郵便番号_____電話番号_____番 病院又は 所在地_____ 診療所の 名称_____ <u>年 月 日</u>						
診療担当者 氏名 印						

様式第2号

災害援護資金借入申込書

受付日		受付番号		受付者		貸付番号		
被災日時		年月日時		災害名				
被害の種類		1世帯主の負傷 2住居の全壊 3住居の半壊 4家財の損害		被害場所				
返す方法		1月賦 2半年賦	いつまでに返せますか		年月(回)			
借入申込者について	フリガナ			男・女 <input checked="" type="checkbox"/>	年月日生歳			
	氏名							
	フリガナ				郵便番号	電話番号		
	現住所	綾喜郡井手町(方)			〒	局番		
	本籍				勤務先の名称及び所在地			
	職業							
	資産の状況	氏 名	主との 続柄	年齢	健否	職業	収入 (月収)	勤務先・ 学校名
収入合計		円		支出合計	円			
土地	(1)住宅 m ² (2)田畠 m ² (3)山林 m ²			住居の状況	(1)自宅 (2)借家 (3)借問 (4)同居			
建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²			生活保護	年月日より 受給 (生・住・教・医)			
負債	内容			金額			円	

連 帶 保 証 人	氏名	①			男・女	年月日生歳		
	現住所				本籍地			
	職業		月収	円	申込者との関係		家族数人	
	資産	土地 (1)宅地 m ² (3)山林 m ²	(2)田畠 m ²		勤務先	名称		
	建物 (1)自宅 m ² (2)その他 m ²			所在地	電話局番			
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況					(状況) (有無)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有無)			
資金の使途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	円		
	に		円	災害援護資金で		円		
	に		円	手持資金で		円		
	に		円	その他()で		円		
被 害 の 状 況	被災時の具体的状況					負傷	全治	ヶ月
	住居の被害		(1)全壊 (2)半壊					
	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
	和だんす			障子				
	整理だんす			疊中 で 疊 が被害				
	洋服だんす							
	鏡台							
	腰掛机			ふすま				
	本箱・本だな			小計				
	食器・戸だな			その他被害のあった家財				
	食卓・茶ぶ台							
	げた箱			品名	現在購入に要する費用	被害額		
	照明器具							
じゅうたん								

扇 風 機					
石油ストー ブ					
電気やぐら こたつ					
電気冷蔵庫					
電気ガス炊 飯器					
電気洗たく 機					
電気掃じ機					
ミ シ ン					
電気アイロ ン					
自 転 車					
テ レ ビ					
ラ ジ オ					
柱 時 計					
目覚し時計					
紳士用腕時 計			小 計		
婦人用腕時 計			合 計		
上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。					
年 月 日					
借入申込者 <input checked="" type="checkbox"/>					
上記の借入れに対し、連帶して債務を負担します。					
年 月 日					
連帯保証人 <input checked="" type="checkbox"/>					
井手町長 様					

様式第3号

第 号

年 月 日

京都府綾瀬郡井手町長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 貸付番号	第 号
1 貸付金額	円
1 据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 償還方法	(1) 月賦 (2) 半年賦
1 利子	年 3パーセント 資金をお渡しする日と手続について
1 貸付金交付日	年 月 日
1 場所	
1 ご持参なさるもの	
1 本通知書	
1 同封の借用書	
1 印かん	
1 本人と保証人の印かん証明書各1通	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第4号

第　　号

年　　月　　日

京都府綾瀬郡井手町長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたので通知します。

不承認理由

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第5号

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額	円
利子	年 3%
据置期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
償還方法	(1) 月賦 (2) 半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人	住 所	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印

様式第6号

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　月　日

借受人　住　所
氏　名

印

京都府綾瀬郡井手町長　　殿

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

年　月　日

借受人 住 所
氏 名 印
連帯保証人 住 所
氏 名 印

京都府綾瀬郡井手町長 殿

申請の理由 (具体的に)				
貸 付 の 条 件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	力月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 月賦　2 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支 払 猶 予 期 間 の 根 据	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号

第　　号

年　月　日

京都府綾喜郡井手町長

印

殿

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　月　日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認と
なったのでお知らせします。

支払猶予承認期間

年　月　日から　　カ月間

変更後の償還期間

年　月　日から　年　月　日まで

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第9号

第　　号

年　　月　　日

京都府綾瀬郡井手町長

印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので当初の計画により償還されるようお願い致します。
(不承認理由)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第10号

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年　月　日

借受人住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印

京都府綾瀬郡井手町長　殿

記

貸付番号						
支払免除を申請する違約金の金額					円	
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま で の 違 約 金	
		年 月 期				
(違約金の支払免除具体的な理由)						

第　　号

年　　月　　日

京都府綾瀬郡井手町長

印

殿

違約金支払免除承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　　月　　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る
年　　月　　日における違約金　　円の支払を免除致します。

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第12号

第　　号

年　　月　　日

京都府綾瀬郡井手町長

印

様

違約金支払免除不承認通知書

年　　月　　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

理　由

なお、あなたの　　年　　月　　日償還予定の第　　回償還金(元利合計　円)に係る違約金は　　年　　月　　日現在　　円となっておりますので至急償還を願います。

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第13号

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名			貸付けを受けた日	年月日	貸付金額 円
償還方法	(1) 月賦	(2) 半年賦	償還期限	年月日	償還金額 円
免除申請額	全額 円(償還未済額の一部 円)				
免除申請理由及び理由発生年月 日又は理由継続期間					
免除 申請 者	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係				職業
勤務先及び所在地					

被 続 人 又 は そ の 相 続 人	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所			借受人と の関係	
職業			勤務先及 び所在地		
保 証 人	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所			借受人と の関係	
職業	勤務先及び 所在地				

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年月日

免除申請者

印

京都府綾喜郡井手町長 殿

様式第14号

第 号

年 月 日

井手町長

印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認しますからお知らせします。

(承認内容)

全部免除一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

承認後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第15号

第　　号

年　　月　　日

井手町長

印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　　月　　日付申請のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり不承認となりましたからお知らせします。

不承認の理由

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりです。なお償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき、年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、井手町長に異議申立てをすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、井手町を被告として(訴訟において井手町を代表する者は、井手町長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式第16号

氏名等変更届

年 月 日

井手町長 様

借受人(または同居の親族)

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

災害援護資金を借用中のところ、次のとおり氏名等を変更しましたから届け出ます。

記

		氏 名	住 所	変 更 の 理 由
借 受 人	新			
	旧			
連帯保証人	新			
	旧			
備 考	変更の理由は、住所変更、改姓、改名、死亡または行方不明等具体的に記入してください。			

資料—1 被害状況報告（1）

災害名：

第 報	対策 本 部 支	月 日 時 現在	受信 時刻	月 日 時	発信者 受信者
発生年月日 振興局名 市町村名					
項 目	単位 符号	・	・	・	・
死 者	人 ①				
行 方 不 明	人 ②				
負 傷 者	重 傷 軽 傷	人 ③ 人 ④			
全 壊 (焼)	棟 ⑤				
半 壊 (焼)	世帯 ⑥				
人 住 家 被 害	人 ⑦				
一 部 破 損	棟 ⑧				
浸 水	世帯 ⑨				
公 共 建 物	棟 ⑩				
そ の 他	人 ⑪				
非住家	人 ⑫				
田	棟 ⑬				
冠 水	ha ⑭				
烟	棟 ⑮				
冠 水	ha ⑯				
学 校	箇所 ⑰				
病 院	箇所 ⑱				
道 路	箇所 ⑲				
冠 水	箇所 ⑳				
崩 壊	箇所 ㉑				
そ の 他	箇所 ㉒				
橋	梁 箇所 ㉓				
河	川 箇所 ㉔				
港	湾 箇所 ㉕				
砂	防 箇所 ㉖				
崖	く ず れ 箇所 ㉗				
地	す べ り 箇所 ㉘				
土	石 流 箇所 ㉙				
林	地 崩 壊 箇所 ㉚				
清	掃 施 設 箇所 ㉛				
鉄	道 不 通 箇所 ㉜				
被	害 船 舶 箇所 ㉝				
水	道 戸 ㉞				
電	話 回線 ㉟				
電	気 戸 ㉟				
ガ	ス 戸 ㉟				
ブ	ロ ッ ク 等 箇所 ㉟				
ビ	ニ ール ハ ウ ス 等 棟 ㉟				
農	道 箇所 ㉟				
農	林 水 産 業 施 設 箇所 ㉟				
畦	畔 崩 壊 箇所 ㉟				
農	作物 ()) ha ㉟				
火 災 発 生	建 物 件 ㉟				
り 災 者 数	危 険 物 件 ㉟				
り 災 世 帶 数	全 ・ 半 壊 + 床 上 浸 水 世 帶 ㉟				
り 災 者 数	全 ・ 半 壊 + 床 上 浸 水 人 ㉟				

資料—1 被害状況報告（2）

災害名：_____

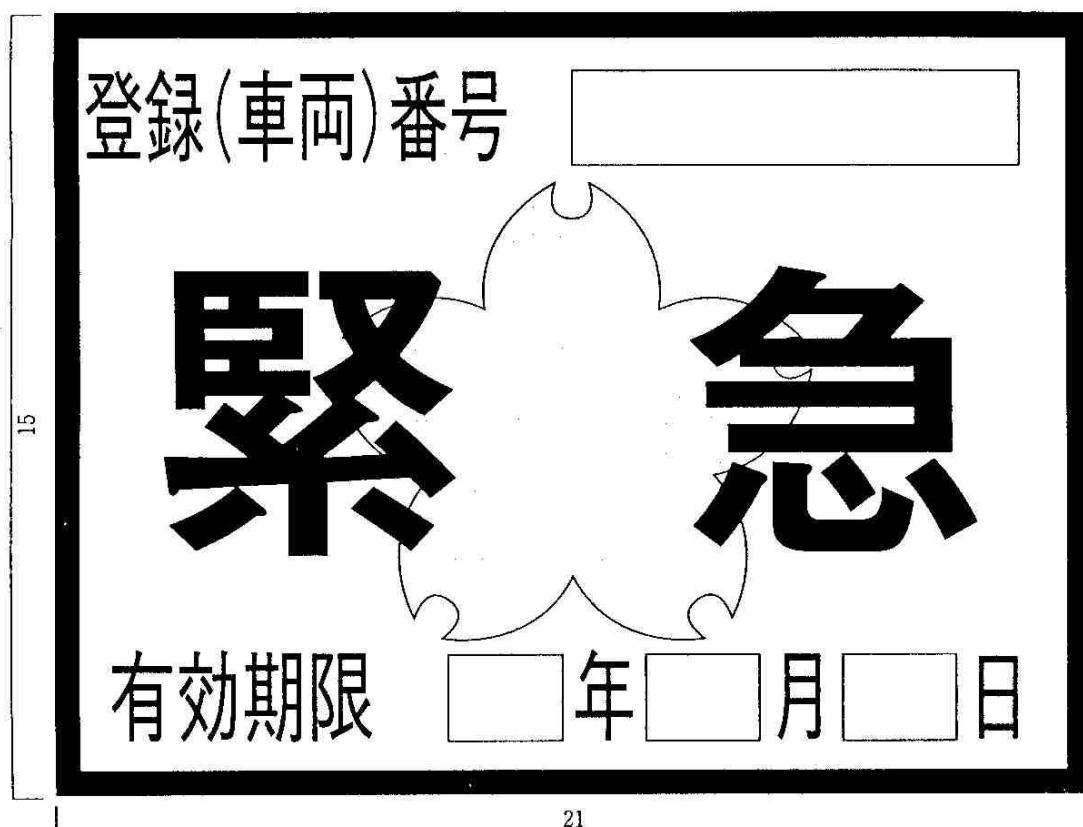
市町村名							
発生年月日							
項目	単位	符号	・	・	・	・	・
公立文教施設	千円	a					
農林水産業施設	千円	b					
公共土木施設	千円	c					
その他の公共施設	千円	d					
小計	千円	e					
公共施設被害 市町村数	団体	f					
農産被害	千円	g					
林産被害	千円	h					
畜産被害	千円	i					
水産被害	千円	j					
商工被害	千円	k					
林地被害	千円	l					
	千円						
	千円						
その他	千円	m					
小計	千円	n					
被害総額	千円	o					
災害対策本部	設置年月日	p	・	・	・	・	・
	解散年月日	q	・	・	・	・	・
災害対策本部	設置年月日	r	・	・	・	・	・
	解散年月日	s	・	・	・	・	・
消防職員出動延人数	人	t					
消防団員出動延人数	人	u					
町職員出動延人数							
その他出動延人数	人	w					
出動延人数合計	人	x					

資料一2 緊急通行車両確認申請書

(A4判)

緊急通行車両確認申請書				
年　　月　　日				
京都府公安委員会 殿				
申請者 住 所 (電話) 氏 名 印				
番号標に表示 されている番号				
車両の用途 (緊急運送を行う 車両にあっては輸 送人員又は品名)				
使 用 者	住 所	(電話) 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

資料—3 標章



- 備考
- 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察へかえすこと。

2. 通行を確認する条件

- (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
- (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
- (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

資料一4 緊急通行車両確認証明書

(A5判)

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急運送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	(電話) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

資料5 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地）を含むを想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7	大きな地割れが生じことがある。	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

防災マニュアル

(震災対策啓発資料より概要)

消防庁

◆はじめに

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

◆地震にあつたら - 屋内編 -

1.一般住宅

・自宅での基本的事項

丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの脚をしっかりと握りましょう。また、頭を座布団などで保護して、揺れが収まるのを待ちましょう。

・寝ているとき

揺れで目覚めたら寝具にもぐりこむかベッドの下に入れる場合はベッドの下に入り、身の安全を確保しましょう。

・トイレ・お風呂

揺れを感じたらまずドアを開け、避難路を確保し揺れが収まるのを待ちましょう。

・台所

まずは、テーブルなどの下に身を伏せ、揺れが収まるのを待ちましょう。

2.マンション

高層階では、地表より揺れが大きくなることがあるので注意しましょう。

3.職場

職場ではキャビネットや棚、ロッカー、コピー機などから離れ、頭部を守り、机の下に隠れるなど身を守りましょう。

4.スーパー・デパート

バックや買い物かごなどで頭を保護し、ショーケースなど倒れやすいものから離れましょう。

5.映画館・劇場

バックなどで頭を保護し、座席の間に身を隠して、揺れが収まるのを待ちましょう。

6.地下街

慌てずに、バックなどで頭を保護し揺れが収まるのを待ちましょう。

7.学校

教室内では、机の下に潜って落下物などから身を守り、慌てて外に飛び出すなど勝手な行動はせずに、教職

員の指示に従いましょう。

8.エレベーター

全ての階のボタンを押し、最初に停止した階でおりるのが原則ですが、停止した階で慌てておりのではなく、階の状況を見極めるのも大切です。

◆地震にあつたら - 屋外・乗り物編 -

<屋外編>

1.住宅地

強い揺れに襲われると、住宅地の路上には落下物や倒壊物があふれます。

2.オフィス街・繁華街

中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。

3.海岸

海岸で強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、安全な高台や避難地を目指しましょう。

4.川べり

津波は水を湛えている川を遡ります。

5.山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

<乗り物編>

1.運転中の場合

急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。

2.鉄道

緊急停車に備え、ケガをしないように姿勢を低くしたり、手すりやつり革をしっかりと握りましょう。

3.新幹線

新幹線は早期地震検知警戒システム（ユレダス）が作動して緊急停車します。

4.地下鉄

震度5弱程度の揺れを観測した場合に運転を停止し、線路途中なら安全を確認し、低速で最寄りの駅に向かいます。

5.バス

急ブレーキが踏まれる場合もあります。ケガをしないように姿勢を低くしたり、手すりやつり革をしっかりと握りましょう。

◆揺れが収まつたら

1.身の安全の確保

まずは周囲を確認。身の安全を確保しましょう。

2.避難の判断

正しい情報に基づいた判断を！ それがあなたの運命を左右します。

3.避難の行動

- ・家を出るとき

避難するときも周囲を確認。思わぬ事故に遭う恐れがあります。

- ・火災に遭遇した場合

火災では煙が死亡要因の多くを占めています。冷静な避難行動をとりましょう。

- ・避難方法

避難するときに車を使うと混乱を来す場合があります。

4.帰宅困難者

- ・帰宅の判断

遠距離を無理に帰宅しようとすると、却って二次災害を引き起こす恐れもあります。むやみに移動しないようにならうにしましょう。

- ・帰宅方法

地震が起きると普段通っている道路も通行困難になります。普段から自分で帰宅ルートを歩くなどして、道路の状況を確認しておきましょう。

5.救出・救護

- ・初期消火

強い揺れではまず身の安全を確保してから火を消しましょう。

- ・救出活動・救護活動

消防による救出活動が困難な場合には、住民たちの協力が必要です。

◆地震が起きる前に

1. 地震を知る

地域や住んでいる建物によって地震による揺れの強さが違うことを知っておきましょう。

2. 家庭での防災会議

地震の時に家族が慌てず行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

3. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災したときを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

4. 自宅の脱出ルートを考える

避難所に避難するためには、まず自宅から安全に脱出する必要があるので、事前に自宅の避難経路を考えておきましょう。

5. 避難路を確認する

自宅から避難所までのルートを事前に確認しておきましょう。

6. 防災活動への参加

地震に備えるには、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

7. 備蓄品・非常持出品

・備蓄品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなる事も考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。

・非常持出品を準備する

地震の被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を準備しておきましょう。

8. 火災を防ぐ

・火災に備える

地震による火災が発生すると大きな被害をもたらします。火災を出さないためには日頃からの備えが大切です。

・電気機器の出火を防ぐ

日常生活に欠かせない電気も地震時においては出火の要因となります。

・ガス機器の出火を防ぐ

ガスも日常生活に欠かせないものですが、地震時においては出火の要因となります。

・石油機器の出火を防ぐ

地震時に出火の要因になりうる石油機器としては、石油ストーブが考えられます。

9.住宅の耐震診断・耐震補強

- ・耐震診断を受ける

阪神・淡路大震災では家屋の倒壊による死者が約8割を占めました。まずは耐震診断を受け、自分の家が安全かどうかを確かめましょう。

- ・耐震補強を行う

地震発生後にも普段どおりの生活を送るためには住宅の耐震化が非常に重要です。必要に応じて耐震補強を行い、自分の家の安全を確保しましょう。

10.ブロック塀

- ・石塀の撤去・補強

1978年宮城県沖地震では、死者の大半がブロック塀の倒壊によるものでした。また、倒れた塀は道路をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げることになります。

11.家具・家電製品

- ・家具の転倒を防止

建物が無事でも、家具などが転倒すると、下敷きになってケガをしたり、避難経路を塞いだりしてしまいます。

- ・家電などの転倒・落下防止

家電製品が転倒したり、照明器具が落下したりすることも大変危険です。

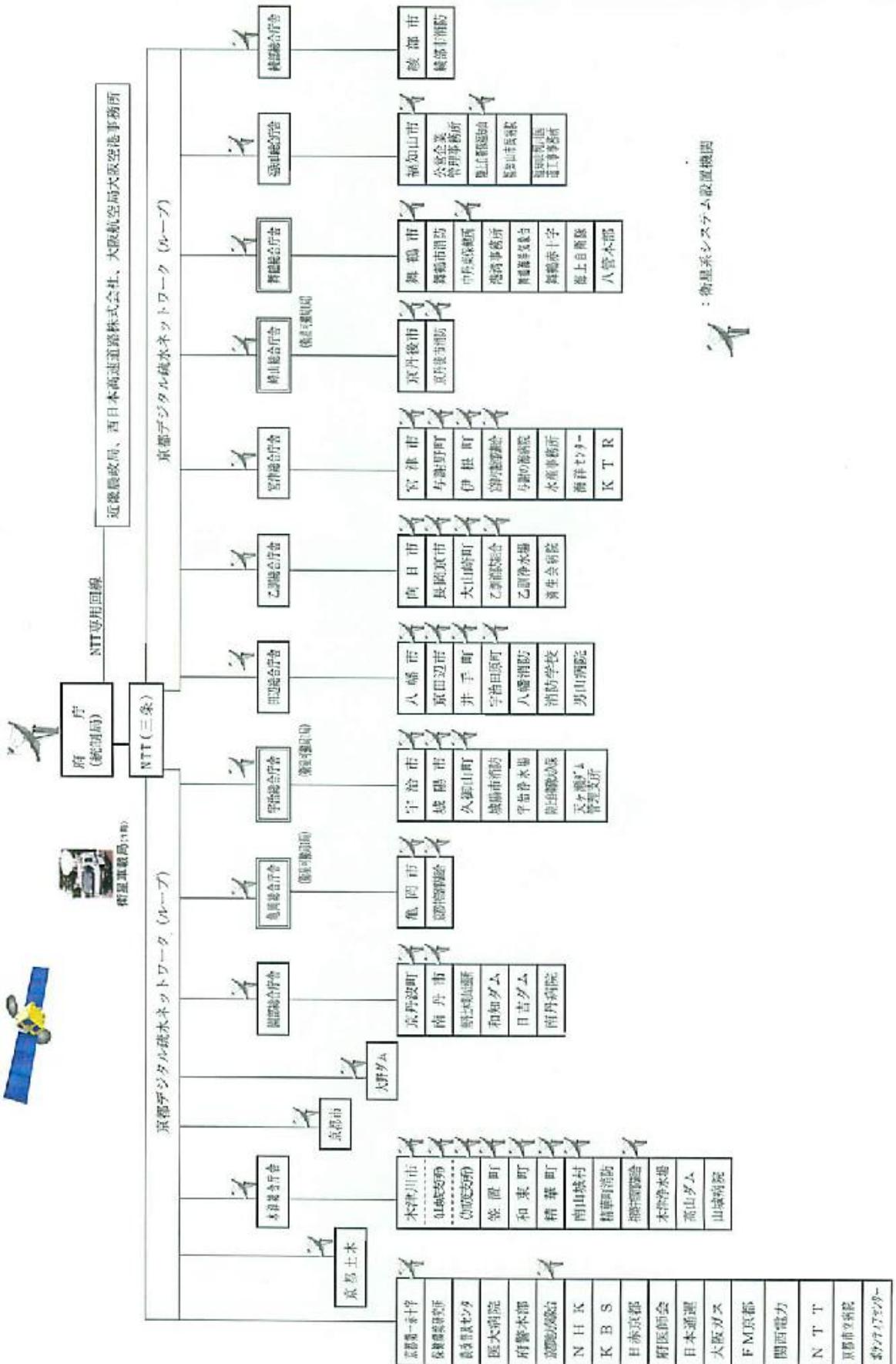
- ・家具の配置を工夫する

家具などの配置を工夫することも有効です。まずは手軽にできることからはじめてみましょう。

圖成構ムシステム情報防災系信通衛府京都

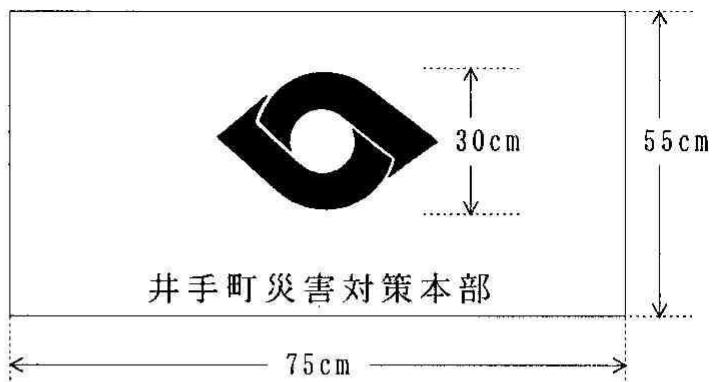
平成19年8月刊行

資料—7



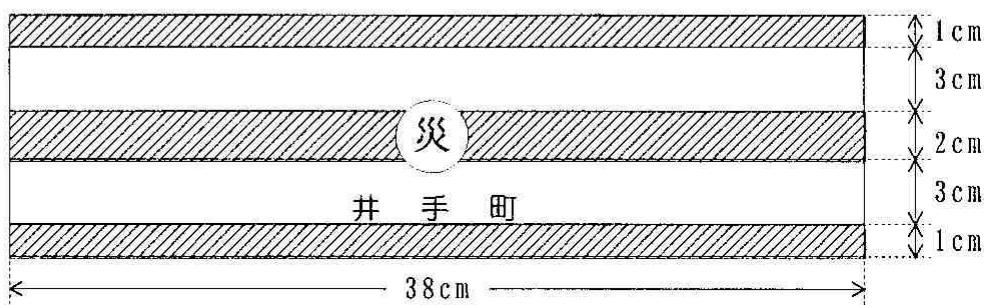
資料—8 災害対策本部等の標識

(1) 標識（本部用）

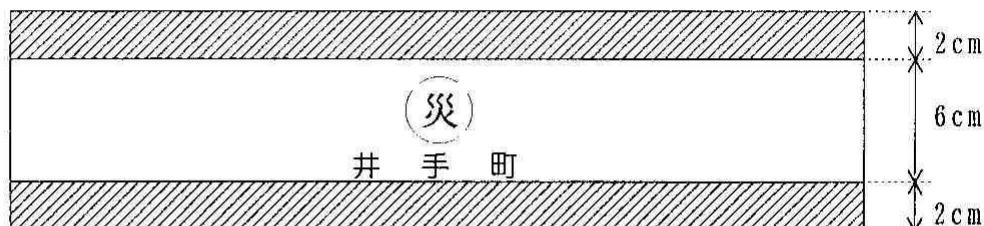


(2) 腕章

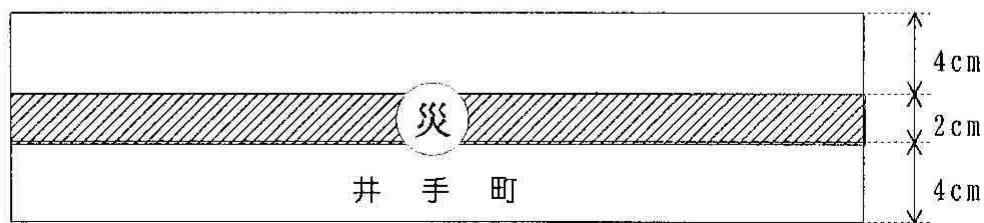
ア. 本部長用

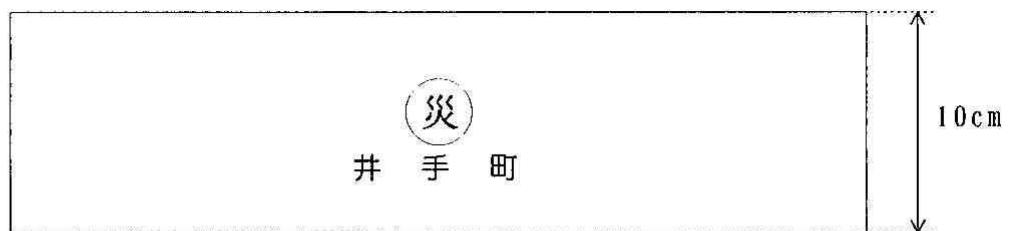


イ. 副本部長用



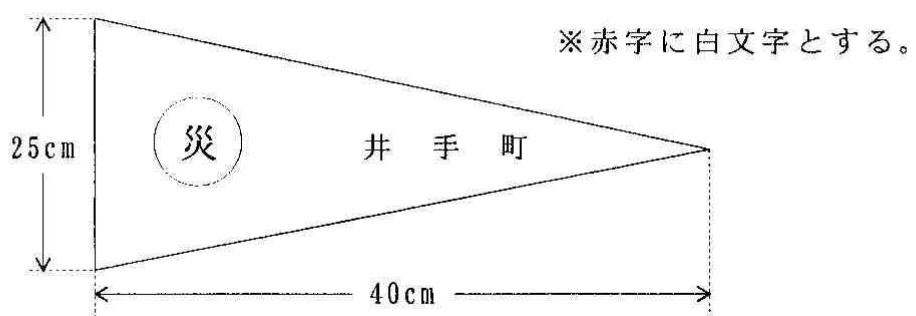
ウ. 部長及び副部長用





※斜線の部分、文字は赤色とする。

才、車両用



資料—9 町内の資材業者

材木店

名称	所在地	連絡先
尾崎林産工業（株）	大字井手小字野畠19	0774(82)3137
藤川産業（株）	大字多賀小字馬場崎1-2	0774(82)2273

ガラス店

名称	所在地	連絡先
林商店	大字井手小字柏原69	0774(82)2107

資料—10 町内のプロパンガス業者

名称	所在地	連絡先
(株) 大西商店	大字井手小字柏原68	0774(82)2056
モリカワ燃料店	大字井手小字南玉水36-3	0774(82)2132
中田商店	大字井手小字柏原20-1	0774(82)2605
丸山商店	大字井手小字南猪ノ坂61	0774(82)2065
篠田プロパン商会	大字多賀小字茶臼塚7	0774(82)3274
(有) 松尾商店	大字多賀小字下川28-1	0774(82)2234

資料—11 町内の下水道指定工事店

名称	所在地	連絡先
(有) 柴田ポンプ水道工業所	大字井手小字里6-3	0774(82)3072
田中組	大字井手小字北猪ノ坂18	0774(82)4574
(株) 大西商店	大字井手小字柏原68	0774(82)2056
田中組	大字井手小字北猪ノ坂47	0774(82)3368
中田商店	大字井手小字柏原20-1	0774(82)2605
(有) 松尾商店	大字多賀小字下川28-1	0774(82)2234
前田ポンプ水道工業所	山城町綺田小字鳥居1	0774(82)5110
(株) 田中組	大字井手小字浜田44-2	0774(82)2413
(株) 巖建設工業	大字井手小字梅ノ木原72-1	0774(82)3790
(株) 勝一建設	大字多賀小字石名田5-1	0774(82)5466
中和建設(株)	大字井手小字南玉水48-3	0774(82)2709
小藪設備	大字多賀小字北ノ代52-32	0774(99)4771

資料—12 町内の葬儀社

名称	所在地	連絡先
(株) 現丸屋	大字井手小字柏原83-2	0774(82)2064
(有) 花福	大字井手小字宮ノ本89	0774(82)2016

資料—13 町内の販売業者

スーパー・マーケット

名称	所在地	連絡先
スーパー・ミヤモト	大字井手小字宮ノ本86	0774(82)4090
玉川マーケット	大字井手小字南猪ノ阪88-1	0774(82)2316

食料品店

名称	所在地	連絡先
④食品	大字井手小字辻垣内42	0774(82)2162
杉本商店	大字井手小字宮ノ本6-1	0774(82)2470
魚志商店	大字多賀小字西南組46	0774(82)2169
汐見商店	大字井手小字西高月14-2	0774(82)2378
魚又	大字多賀小字東南組10	0774(82)2205

米穀店

名称	所在地	連絡先
中田商店	大字井手小字柏原20-1	0774(82)2605

精肉店

名称	所在地	連絡先
いろは精肉店	大字井手小字野神34	0774(82)4419
林精肉店	大字井手小字宮ノ本1-1	0774(82)2055

鮮魚店

名称	所在地	連絡先
魚角	大字井手小字野畠15	0774(82)2202
汐見商店	大字井手小字西高月14-2	0774(82)2378
魚直	大字井手小字北猪ノ阪5-1	0774(82)2140
魚又	大字多賀小字東南組10	0774(82)2205
かつを屋	大字多賀小字谷村2	0774(82)4509
魚志商店	大字多賀小字西南組46	0774(82)2169
④食品	大字井手小字辻垣内42	0774(82)2162

パン屋

名称	所在地	連絡先
ブル進々堂	大字井手小字宮ノ本40	0774(82)2437

豆腐店

名称	所在地	連絡先
大山豆腐店	大字井手小字南玉水35	0774(82)3258
村田豆富店	大字多賀小字内垣内14	0774(82)2372

酒店

名称	所在地	連絡先
(株) 大西商店	大字井手小字柏原68	0774(82)2056
ヨコタ酒店	大字井手小字北猪ノ坂9	0774(82)2374
上田商店	大字井手小字段ノ下19-1	0774(82)4420
丸山商店	大字井手小字南猪ノ坂61	0774(82)2065
上田酒店	大字多賀小字西南組23-1	0774(82)2215

金物店

名称	所在地	連絡先
松本商店	大字井手小字合戸60	0774(82)5125
(株) 柳本金物	大字井手小字扇畠10-1	0774(82)4848
(有) 谷合鉄工所	大字井手小字南玉水36	0774(82)2214

衣料品店

名称	所在地	連絡先
中坊呉服店	大字井手小字梅ノ木原69	0774(82)2323
しんみせ	大字井手小字北溝2	0774(82)2170
総合衣料いわお	大字井手小字扇畠64-7	0774(82)2113
奥田衣料品店	大字多賀小字西北組10	0774(82)2370
インテリア&レディース ショップ ナガホリ	大字井手小字宮ノ本114-2	0774(82)2131

寝具店

名称	所在地	連絡先
ワタキューセイモア(株)	大字多賀小字茶臼塚12	0774(82)3051

資料－14 災害時等における医療救護活動についての協定書

八幡市・田辺町・井手町・宇治田原町（以下「甲」という。）と京都府綏喜医師会（以下「乙」という。）は、災害時及び事故などにおける医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、八幡市地域防災計画、田辺町地域防災計画、井手町地域防災計画及び宇治田原町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等に基づき、災害時等における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、乙が実施すべき災害時等の医療救護計画を定め、これを甲に報告するものとする。

2 前項の災害時等医療救護計画には、次の次項を定めておくものとする。

（1）医療救護班の編成・出動体制

- ア. 班の医師、看護士その他職種別構成
- イ. 班の地域別編成・出動体制

（2）地区医師会その他関係機関との連絡体制

（3）医薬品などの備蓄体制

（4）日常訓練

（5）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画等に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の次項を示した文書又は必要に応じ電話などにより行うものとする。

- （1）災害発生時の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）派遣を要する班数及び医薬品など
- （4）派遣の期間
- （5）その他必要な事項

3 乙は、第1項の要請を受けた時は、災害時等医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲の要請にかかわらず、乙の判断により医療救護活動を行うものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は甲が乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は京都府が災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

(医薬品などの供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療紛争の処理)

第9条 医療救護班が救護所において行った業務において患者との間に医事紛争が生じた場合又は医療救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議し、解決のため適切な措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に対する報償として、別表第1で定める額
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償として別表第1に定める額
- (3) 医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事したことにより負傷し疾病にかかり又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として別表第2で定める額

2 前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、乙が第1号様式により甲に請求するものとする。

甲は前項の請求内容を審査し、適当と認めた時は、これを乙に支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救護に関する業務の実績を、第2号様式により、甲に報告するものとする。

乙は、業務災害が発生したとき、第3号様式により、甲に報告するものとする。

(京都府及び京都府医師会との調整)

第12条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動について、京都府地域防災計画及び京都府と京都府医師会の間で締結された「災害時における医療救護活動に関する協定」との整合性を図り、その円滑な実施を確保することができるよう、京都府と必要な調整を行うものとする。

乙は、前項による甲の医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう、京都府医師会等と必要な調整を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成8年12月6日から平成9年12月5日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙双方から別段の意志表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年12月6日

(甲) 京都府八幡市長 菱田嘉明

京都府綴喜郡田辺町長 久村哲

京都府綴喜郡井手町長 汐見明男

京都府綴喜郡宇治田原町長 光嶋晴夫

(乙) 京都府綴喜医師会長 八木良造

別 表 第 1

(1) 医療救護班員に対する報償

救護班員	報 償 の 額
医師及び 看護士等	京都府災害救助法施行細則（昭和38年京都府規則第26号）第11 条に定める額に準ずる

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規程による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）

別 表 第 2

救護班員	区 分	補 償 内 容
医師及び 看護士等	業務災害の補償	各市町消防団員等公務災害補償条例に定める額

綴喜医師会災害時等医療救護計画

災害時等において実施すべき医療救護について必要な事項を次のとおり定める。

1. 綴喜医師会は、二市二町地域防災計画等に基づき二市二町が実施する医療救護に関し、積極的に協力する。
2. 協定書第3条の規定に基づく要請に応じ、医療救護班を派遣する。災害などの状況に応じ綴喜医師会長が必要と認めた場合も同様とする。
3. 綴喜医師会医療救護班を次のとおり編成する。

(1) 綴喜医師会医療救護班の標準編成

総 指 挥	綴 喜 医 師 会 長
指 挥	綴喜医師会副会長 綴喜医師会救急担当理事

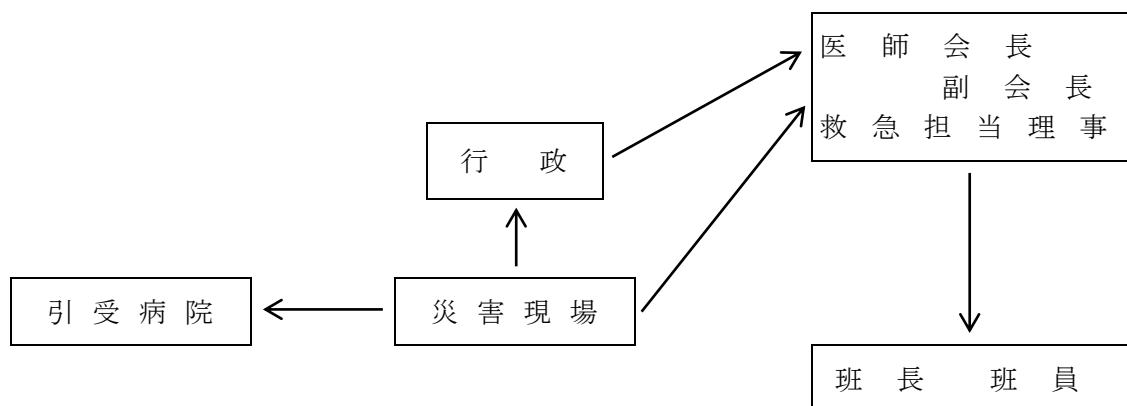
救 護 班 班 長	医 師 (八幡1.2.京田辺1.2.井手.宇治田原班 各班 班長)	1 名
班 員	医 師	1 名
	看 護 要 員	若 干 名
	連 絡 員 (医 師)	1 名

(2) 編成

綴喜医師会において6班編成しておくものとする。

出動する医師は可能な限り看護要員を同行する。

(3) 連絡出動体制 別図の通りとする。



4. 医療救護が迅速かつ的確に実施できるよう、京都府医師会及び関連機関と緊密な連携体制を確保する。
5. 医療救護班は、二市二町又は京都府が設置する救護所において、医療救護を行う。又、災害時等の状況に応じ、後送医療機関等に対し、救援を行う。
6. 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者等に対する応急処置及び必要な医療等
 - (2) 傷病者等の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
 - (3) 死亡の確認
 - (4) その他必要な事項
7. 医療救護に必要な医薬品等については、医療救護班が携行するもののほか、二市二町及び京都府が供給するものを使用する。
8. 医療救護班の出動に際し、災害などの状況に応じ、綴喜医師会長が必要と認めた場合は、二市二町消防本部及び所轄警察署に対し、救急車、パトカー等の緊急車両の出動を要請する。
9. 医療救護班は医療救護活動終了後、協定書の規定に基づく「第1号様式」、「第2号様式」及び「第3号様式」を綴喜医師会長に提出し、綴喜医師会長が確認した後、二市二町に請求する。
10. 二市二町地域防災計画等に基づく医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう綴喜医師会は他地区医師会に対し、必要な調整を行う。
11. 医療救護活動の円滑な実施を確保するため、平素より独自に又は京都府医師会及び関係機関と合同して訓練を実施する。
 - ・実働及び図上演習
 - ・救急処置の研鑽
 - ・連携体制の強化
12. その他記載なき事項については日本医師会の救護活動実施細目（昭和63年3月・日本医師会救急災害医療対策委員会編）に準拠して実施する。

附 則 この計画は平成9年4月1日から施行する。

京都府綴喜医師会
会長八木良造

災害時等における物資の供給協力に関する協定書

井手町内に大地震、暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、井手町（以下「甲」という。）と井手町商工会（以下「乙」という。）は、別表に掲げる供給要請物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、井手町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるとときは、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（供給協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から供給協力の要請を受けたときは、物資の優先的供給及び運搬の協力を積極的に努めるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、物資の供給協力の要請をしようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

甲の連絡責任者 井手町事業部産業課長

乙の連絡責任者 井手町商工会事務局長

（価格の決定）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物品の品目、数量等を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙を通じて供給を受けた物資の代金を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（情報交換並びに情報の提供）

第8条 甲及び乙は、必要に応じ、町内の各事業所状況、供給要請物資の保有状況その他必要な事項について調査研究及び情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に際し、甲乙協議して、住民に対し迅速かつ的確な物価、商品等の情報の提供に努めるものとする。

（協議）

第9条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

（有効期間）

第10条 この協定は、平成 年 月 日から効力を有するものとし、甲又は、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成14年7月17日

甲 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 6 7
井手町長 汝 見 明 男

乙 京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本 1 4
井手町商工会
会長 奥村 康彦

(別表) 供給要請物資

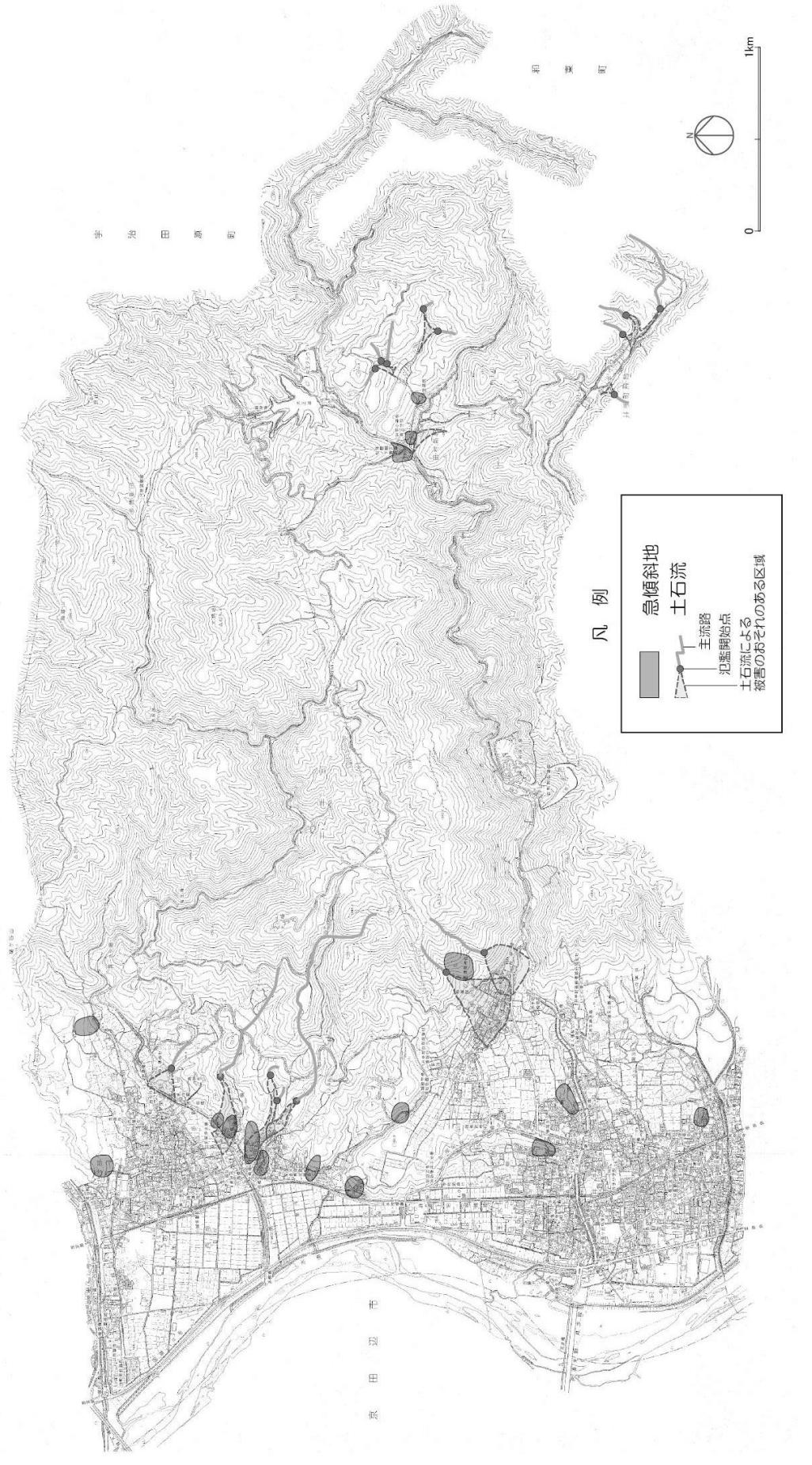
主 食	米、粉乳、パン等
副 食	漬物、梅干し、つくだに、缶詰等
その他食料	弁当、インスタント食品、ペットボトル入り水・茶
衣 料 品	毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、靴下等
日 用 品 等	雨具、紙おむつ、生理用品、石けん、飲料水用ポリタンク、洗剤、ちり紙、なべ、はんごう、やかん、皿、茶わん、はし、スプーン、ほ乳びん、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、家庭用医薬品セット等
燃 料 等	カセットコンロ、カセットボンベ、炭、七輪等

資料-16 井手町防災会議委員名簿

会長 井手町長 汐見明男

機関名	職名	連絡先	(電話)
1.指定行政機関の職員			
国土交通省淀川河川事務所	所長	〒573-1191 枚方市新町2丁目2番10号	(0720-43-2861)
農林水産省近畿農政局	地方参事官	〒602-8054 上京区西洞院通下長者町下ル子風呂町	(075-451-9161)
2.京都府職員			
京都府山城広域振興局	局長	〒610-0021 宇治市宇治若森7-6	(0774-21-2101)
京都府山城北土木事務所	所長	〒610-0331 京田辺市田辺明田1	(0774-62-0047)
京都府山城教育局	局長	〒610-0331 京田辺市田辺明田1	(0774-62-0008)
京都府山城保健所	所長	〒610-0021 宇治市宇治若森7-6	(0774-21-2191)
3.京都府警察職員			
京都府田辺警察署	署長	〒610-0332 京田辺市興戸小毛詰1	(0774-63-0110)
4.井手町職員			
副町長	副町長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
理事(総務課長)	理事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
理事(建設課長)	理事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
理事(保健医療課長)	理事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
理事(同和・人権政策課長)	理事	〒610-0302 井手町大字井手小字段ノ下37-1	(0774-82-3380)
理事(上下水道課長)	理事	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
5.教育長			
井手町教育委員会	教育長	〒610-0302 井手町大字井手小字二本松2-1	(0774-82-4333)
6.消防団長			
井手町消防団	団長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
7.指定公共機関の職員			
独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所	所長	〒518-0413 三重県名張市下比奈知2811-2	(0595-64-8961)
西日本電信電話(株)京都支店	設備部長	〒604-8172 中京区烏丸三条上ル場之町604	(075-241-9416)
関西電力送配電(株)伏見配電営業所	所長	〒612-8361 京都市伏見区片原町293-3	(075-611-2138)
8.その他井手町の防災に関し町長が必要と認める機関の職員			
井手町議会	議長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
京田辺市消防署井手分署	分署長	〒610-0302 井手町大字井手小字尾ノ山34-1	(0774-82-3000)
井手町区長会	会長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
井手町商工会	会長	〒610-0302 井手町大字井手小字橋ノ本14-3	(0774-82-4073)
井手土地改良区	理事長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
多賀土地改良区	理事長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
井手町食生活改善推進員協議会	会長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
井手町民生児童委員	地域支援部長	〒610-0302 井手町大字井手小字南玉水67	(0774-82-2001)
京都やましろ農業協同組合井手町支店	支店長	〒610-0301 井手町大字多賀小字東松ヶ花56-1	(0774-82-2046)
綴喜医師会井手班	班長	〒610-0301 井手町大字多賀小字内垣内10	(0774-82-2262)
陸上自衛隊第102施設器材隊	器材隊長	〒611-0031 宇治市広野町風呂垣外1-1	(0774-44-0001)
井手町建設業協会	会長	〒610-0302 井手町大字井手小字久保66	(0774-82-2275)

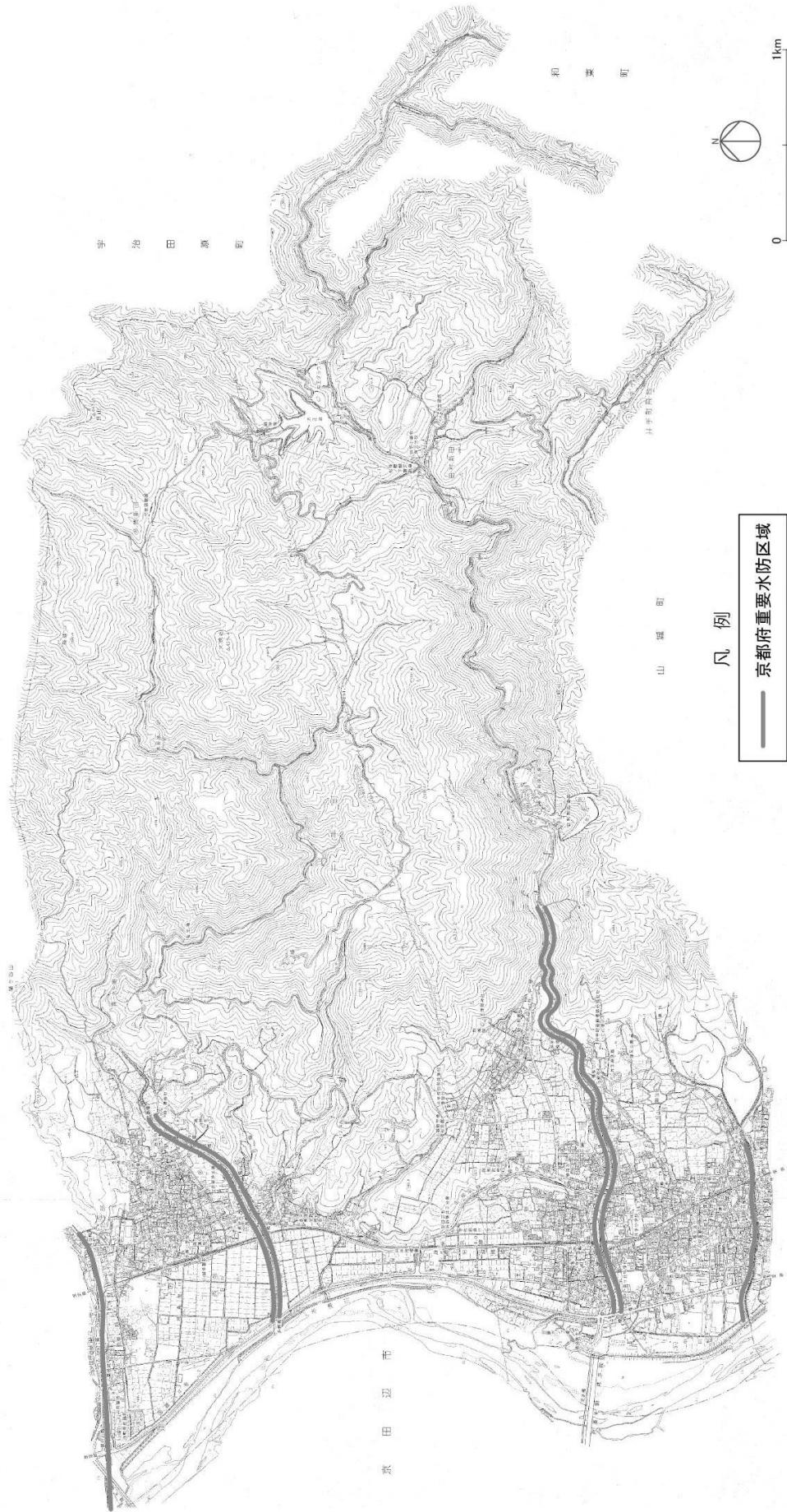
1. 土砂災害警戒区域図



資料：井手町洪水ハザードマップ、京都府土砂災害警戒箇所点検マップ（H15）

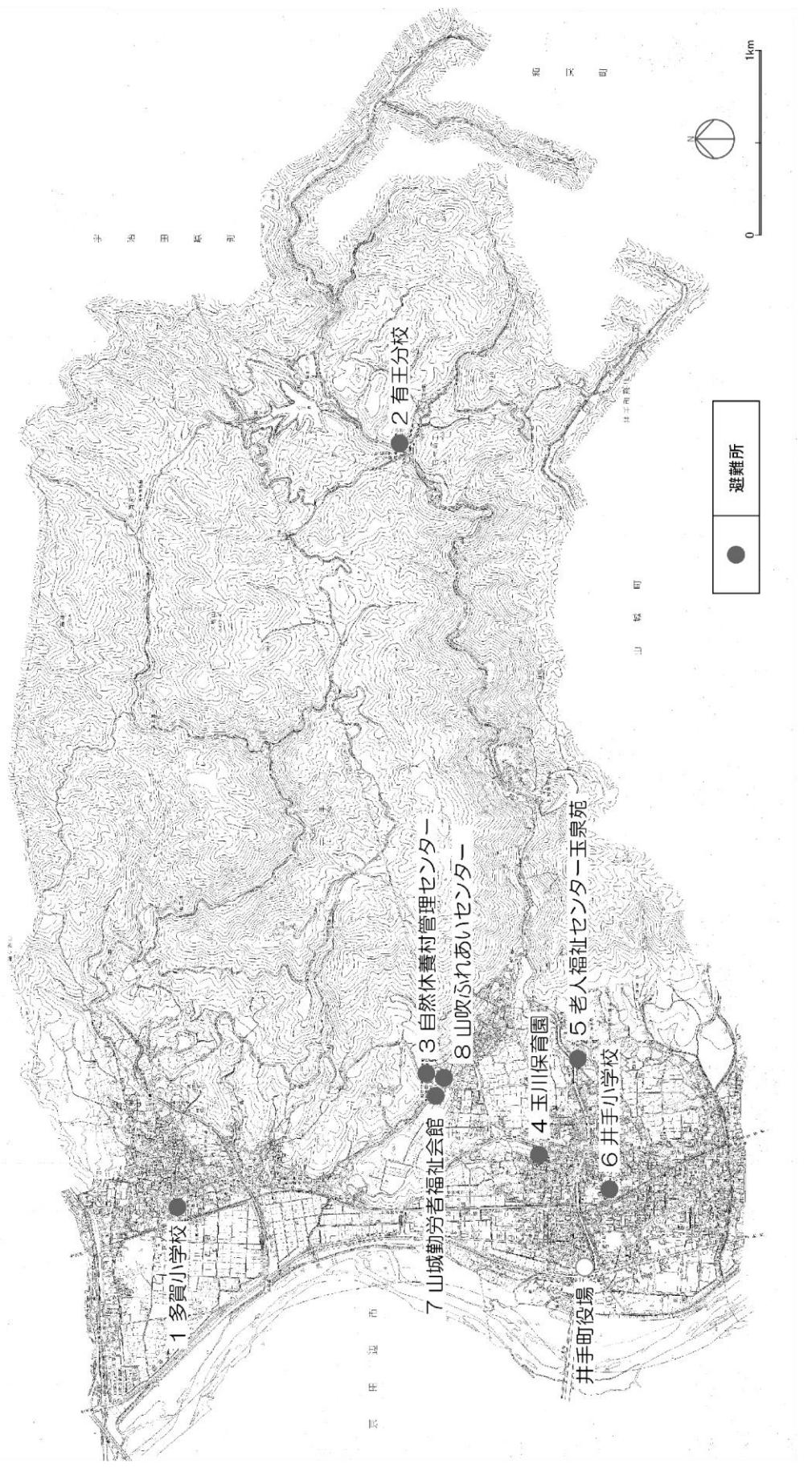
2. 重要水防区域図

域 観 化

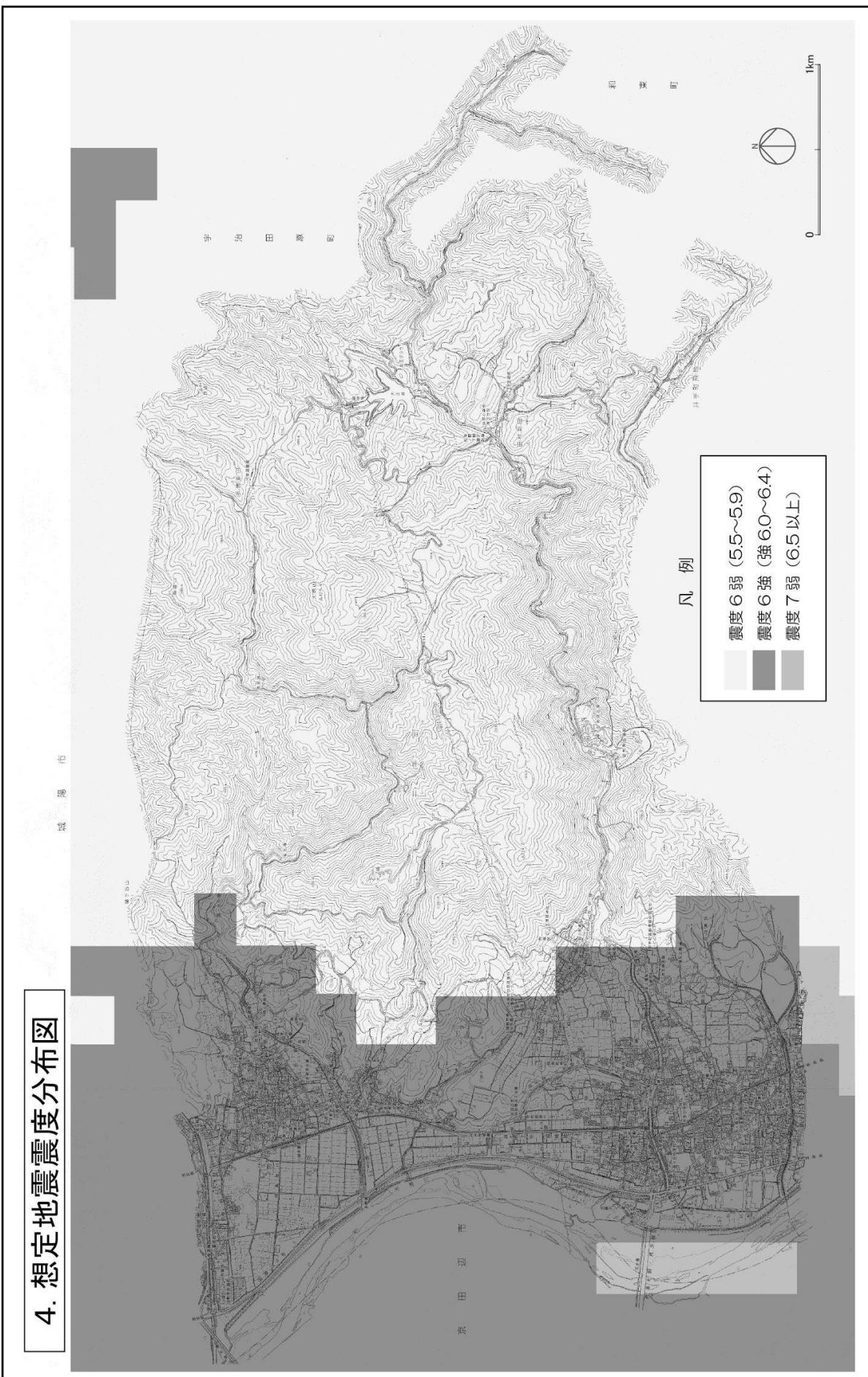


資料：京都府水防計画 資料編（H2O）・山城北土木事務所管内

3. 避難所位置図



4. 想定地震震度分布図



資料：井手町洪水ハザードマップ、京都府第2次地震被害想定結果（2008）
※井手町に最も大きさな被害を与えると推定される奈良盆地東縁断層帯による想定結果（マグニチュード7.5）

様式—1 災害情報

No.

災害情報報					第 報	
対策（警戒）支部 (地方振興局)	月 日 時現在	発信者名		受信者名	(時 分受)	
報告事項					記事	<input type="checkbox"/> 新規
						<input type="checkbox"/> 繰(詳)報 (第 報関連)

(注) この報告は次の事項を内容とすること。

- ①被害の概要 ②市町村災害対策本部等設置の状況 ③避難命令勧告及び指示の状況
- ④消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職員別とし、使用した機材と主な活動状況）
- ⑤応援要請状況 ⑥要員及び職員派遣状況 ⑦応急措置の概要 ⑧救助活動の状況
- ⑨要望事項 ⑩その他の状況

様式－2 被害概況即報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
振興局名	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所						発生日時	月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不 明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

様式—3 (1) 被害状況報告 (1)

災害名:

第 報		対策	本 部 支	月 日 時現在	受信 時刻	月 日 時	発信者	
発生年月日		振興局名 市町村名						
	項 目	単位	符号	・	・	・	・	・
人 的 被 害	死 者	人	①					
	行 方 不 明	人	②					
	負 傷 者	重 傷	人	③				
		軽 傷	人	④				
住 家 被 害	全 壊(焼)		棟	⑤				
	世帯		世帯	⑥				
	人		人	⑦				
	半 壊(焼)		棟	⑧				
	世帯		世帯	⑨				
	人		人	⑩				
	一 部 破 損		棟	⑪				
	世帯		世帯	⑫				
	人		人	⑬				
	浸 水	床 上	棟	⑭				
		世帯	世帯	⑮				
		人	人	⑯				
		床 下	棟	⑰				
		世帯	世帯	⑱				
		人	人	⑲				
非住家	公 共 建 物	棟	⑳					
	そ の 他	棟	㉑					
そ の 他 の 被 害	田	流出・埋没	ha	㉒				
	冠 水	ha	㉓					
	烟	流出・埋没	ha	㉔				
	冠 水	ha	㉕					
	学 校	箇所	㉖					
	病 院	箇所	㉗					
	道 路	冠 水	箇所	㉘				
	崩 壊	箇所	㉙					
	そ の 他	箇所	㉚					
	橋	梁	箇所	㉛				
	河	川	箇所	㉜				
	港	湾	箇所	㉝				
	砂 防		箇所	㉞				
	崖 く ず れ		箇所	㉞				
	地 す べ り		箇所	㉙				
	土 石 流		箇所	㉚				
	林 地 崩 壊		箇所	㉛				
	清 掃 施 設		箇所	㉜				
	鉄 道 不 通		箇所	㉝				
	被 害 船	隻	箇所	㉞				
火 災 発 生	水 道	戸	㉟					
	電 話	回線	㉟					
	電 気	戸	㉟					
	ガ ス	戸	㉟					
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	㉟					
	ビ ニール ハウス 等	棟	㉟					
	農 道	箇所	㉟					
	農 林 水 産 業 施 設	箇所	㉟					
	畦 畑 崩 壊	箇所	㉟					
	農 作 物 ()	ha	㉟					
建 物		件	㉟					
危 険 物		件	㉟					
そ の 他		件	㉟					
り 災 世 带 数 全・半 壊 + 床 上 浸 水			世 带	㉟				
り 災 者 数 全・半 壊 + 床 上 浸 水			人	㉟				

様式—3 (2) 被害状況報告 (2)

災害名 : _____

市町村名								
項目	発生年月日 単位	発生年月日						
		・	・	・	・	・	・	・
公立文教施設	千円	a						
農林水産業施設	千円	b						
公共土木施設	千円	c						
その他の公共施設	千円	d						
小計	千円	e						
公共施設被害 市町村数	団体	f						
農産被害	千円	g						
林産被害	千円	h						
畜産被害	千円	i						
水産被害	千円	j						
商工被害	千円	k						
林地被害	千円	l						
	千円							
	千円							
その他	千円	m						
小計	千円	n						
被害総額	千円	o						
災害対策本部	設置年月日	p	・	・	・	・	・	・
	解散年月日	q	・	・	・	・	・	・
災害対策本部	設置年月日	r	・	・	・	・	・	・
	解散年月日	s	・	・	・	・	・	・
消防職員出動延人数	人	t						
消防団員出動延人数	人	u						
町職員出動延人数								
その他出動延人数	人	w						
出動延人数合計	人	x						

様式－4 被害状況報告（概要）

項 目	件 数	報 告 の 概 要	
		発 生 場 所	内 容

様式一5 緊急通行車両確認申請書

(A4判)

緊急通行車両確認申請書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

申請者 住 所

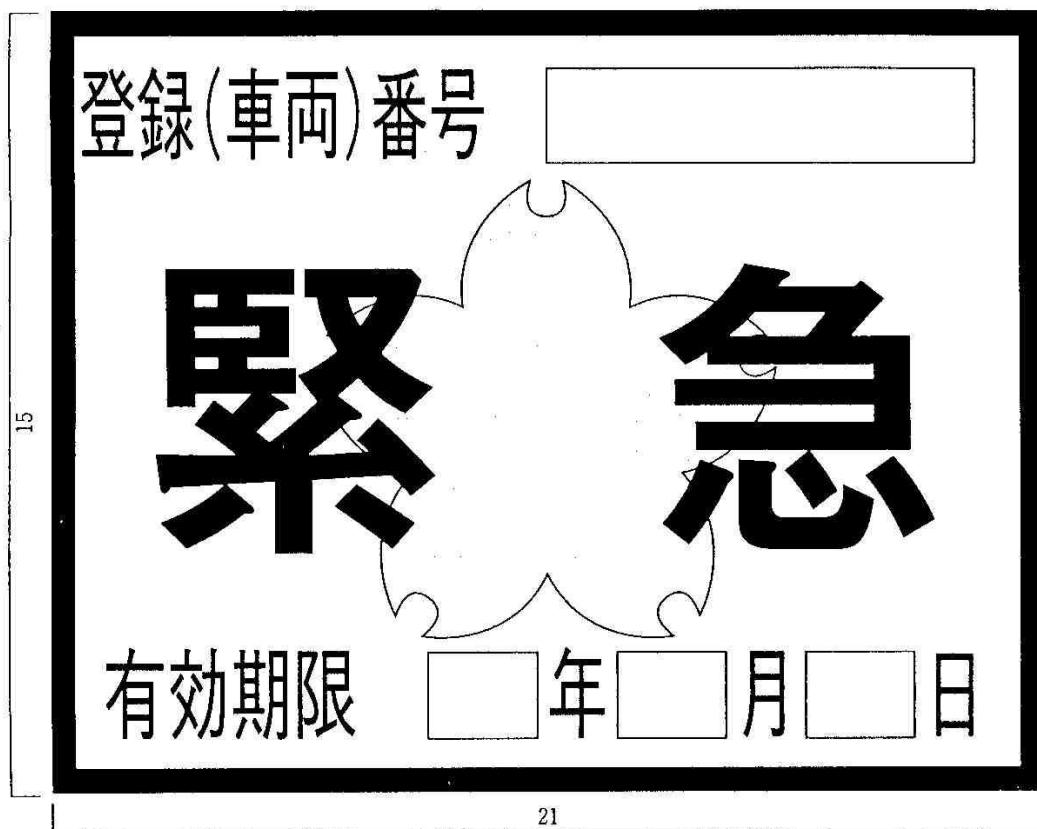
(電話)

氏 名

印

番号標に表示 されている番号				
車両の用途 (緊急運送を行う 車両にあっては輸 送人員又は品名)				
使 用 者	住 所	(電話) 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地	
備 考				

様式一6 標章



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

1. 注意事項

- (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
- (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察へかえすこと。

2. 通行を確認する条件

- (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
- (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
- (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

様式一7 緊急通行車両確認証明書

(A5判)

第 号

年 月 日

緊急輸送車両確認証明書

知 事 印
公安委員会 印

番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急運送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所	(電話) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

様式－8

義えん金品受付状況報告

(井手町)

受付月日	金額 (品名・数量)	寄贈者	
		氏名	住所
計			

様式－9

義えん金品配分状況報告

(井手町)

配分月日	金額 (品名・数量)	配分先	備考
計			